

令和6年度山ノ内町農作業標準労賃・機械作業料金表

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

	作業の種類	金額(円)	単 位	備 考
稲作	一 般 作 業	948	時間当り	(注1)
野菜・果樹	剪 定 作 業	1,720	〃	接木、間伐作業を含む機械、燃料は別途
	技 術 作 業	1,720	〃	棚、ハウス
	一 般 作 業	948	〃	(注1)
きのこ	一 般 作 業	948	〃	(注1)
機 械 作 業	耕 起 作 業	6,820	10アール当り	ロータリー15cm耕起(注2) 畑耕起も同額
	荒 代 作 業	8,100	〃	(注2)
	植 代 作 業	9,200	〃	(注2)
	田 植 機 作 業	9,500	〃	運転手・燃料付、苗運搬は別(注2)
	刈 取 作 業 (バインダー)	12,210	〃	運転手・燃料・結束ひも付(注2)
	脱 穀 作 業 (ハーベスター)	12,210	〃	運転手・燃料付(注2)
	収 穫 作 業 (コンバイン)	23,770	〃	自脱式コンバイン 運転手・燃料付 運搬料は別途(注2)
	も み 乾 燥	1,290	1俵当り	水分15%の場合
	もみ摺り作業	948	1俵当り	調整包装の場合20%増
	バックホー運転作業	1,720	時間当り	オペレーター代
	SS運転作業	1,720	〃	オペレーター代
	SS防除作業	4,500	成木10アール当り1回	運転手・燃料付、薬剤・補助者別途
	草刈り作業(ビーパー)	1,610	時間当り	草刈機使用、燃料代込み。 ただし、地形を考慮し増減することが出来る。
	草刈り作業(乗用)	4,220	時間当り	草刈機使用、燃料代及び運搬費込み。 ただし、地形を考慮し増減することが出来る。

※上記労賃・料金はあくまでも基準(目安)であり、作業条件など実情を考慮して当事者間により決定することができます。

※(注1)
長野労働局の定めにより、令和5年10月1日付長野県の最低賃金は948円/時間です。
なお、最低賃金の見直しが行われた場合は、改定後の金額に合わせて再度公表する予定です。

※(注2)
ほ場により、20%以内で増減することができます。